## 公務公共サービス労働組合協議会との会見概要

日時: 平成 23 年 3 月 9 日 (水) 13:30~14:40

場所:内閣府本府庁舎2階会議室

出席者: (事務局) 笹島誉行審議官、村山誠参事官以下 計5名

(公務労協) 大塚実副事務局長、花村靖副事務局長、藤川伸治副事務局長以下

計 20 名

議題:3月3日公表した「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について て(案)」(以下「全体像」という。)についての意見交換

概要:3月3日の会見で示された公務労協の意見(別添メモ)に対する回答を行い、引き 続き意見交換した。双方の主な発言は、以下のとおり。

## <事務局>

(1) メモに書かれた意見への回答(主なもの)

- 争議権については全体像の記述により、政府としての法施行後の主体的な検討姿勢 を示せると考えており、御理解いただきたい。
- 〇 地方公務員の労働基本権については、全体像が本部決定されれば、総務省において、 地方公共団体の首長・議長、職員団体等の意見を聴取しつつ、速やかに検討されるも のと考える。
- 雇用と年金の接続については、60歳超の国家公務員についても新たな仕組みが必要であり、再任用制度の見直しを図りつつ雇用を確保する方策のほか、給与水準を引き下げつつ、組織活力を維持し、質の高い行政サービスを提供しながら、人事院の申出も参考に定年を段階的に引き上げる方策について検討していきたい。
- 幹部職員人事の一元管理について、客観性や公正性の確保は重要な視点である。適格性審査の制度設計にあたり有識者の意見を聴くことや、官邸と任命権者の複数の視点でチェックすることで対応していきたい。
- 〇 人事行政委員会の行政措置要求は、能動的に行えるものではなく、労使に対するものでもないことから、自律的労使関係制度に口を挟むものではないことを御理解いただきたい。
- 管理運営事項は、行政機関が自らの責任と判断において処理すべき事項であり、交渉対象とならない旨の法定は必要と思料。また、いわゆる労使協議についても、労使の合意により運用上設けることは妨げられるものではなく、新法の下で団体協約締結事項となり得るもの。
- (2) 追加された指摘事項への回答(主なもの)
- 給与調査の具体化については、どのような調査をどのような時期に実施するか等に ついて、然るべき時期に改めて相談させていただきたい。
- 人事評価制度自体は勤務条件ではないが、制度やその運用についての意見交換や、 結果の活用についての交渉はあり得ると考える。

## <公務労協>

- 定年の段階的引上げについては、地方公務員にも影響するので、今後の検討に当たっては総務省と十分な連携を図ってもらいたい。
- 〇 上記(1)の回答を受けて、以下を指摘したい。
- 内閣総理大臣による給与調査について、今後の検討が具体化する段階で、十分に議論させていただきたい。
- 組織の改廃等によって離職者が発生しないようにすることが基本であるが、そういう者が生じた場合、内閣総理大臣の責任でしっかり対応してもらいたい。
- 管理運営事項の関係で、人事評価は交渉事項とすべき。
- まだ課題が積み残っており、今回の意見を反映した本部決定をしていただきたい。

以上